

## 特別支援学級等への教員等の適切な配置を求める意見書

文部科学省「学校基本調査」によると、特別支援教育を受ける児童生徒は年々増加しており、10年間で、特別支援学校については学校数が約11%増加、児童生徒数は約14.3%増加、特別支援学級は1.6倍に増え、児童生徒数は2.1倍に増加しています。また通級による指導を受けている児童生徒数は約2.6倍に増え、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっています。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援学級等への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠であります。また今日、共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づき、子どもたちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そのためにも我が国の特別支援教育のさらなる拡充が必要であります。

よって、国におかれましては、医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な子どもの増加や、様々な障がいのある児童生徒に的確に対応した教育を実現するために、特別支援学級等への教員等の適切な配置に向けて、以下の事項について財政措置を含めた特段の措置を講じることが求めます。

### 記

#### 1 特別支援教育支援員の適切な配置

障がいのある児童生徒に対して食事、排泄、教室移動の補助等、学校における日常生活動作の介助や発達障がいの児童生徒に対して学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の適切な配置への支援を行うこと。

#### 2 特別支援教育コーディネーターの適切な配置

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整の役割を担い、子どもたちのニーズに合わせた支援をサポートする、独立した特別支援教育コーディネーターの適切な配置への支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

令和6年3月19日